

各施設の使用料金改定一覧

単位:円

施設		料金区分	現行	改定後	備考	所管
名称	区分					
カッホー馬古屏			展示物産品の販売額に100分の20以内を乗じて得た額	展示物産品の販売額に100分の20を乗じて得た額		農政課
山田活性化センター	展示直売施設		展示物産品の販売額に100分の20以内を乗じて得た額	展示物産品の販売額に100分の20を乗じて得た額		
	ふるさと事業研修室	1時間当たり	/	210		
	都市と農村交流室	1時間当たり		350	冷暖房は370円加算	
	伝承工作研修室	1時間当たり		440		
	農産加工室	1時間当たり		460		
物産品展示販売コーナー	冷蔵・冷凍機能を有する物産品陳列棚を利用し、物産品を販売する場合	当該物産品の販売額に100分の12を乗じて得た額		展示物産品の販売額に100分の20を乗じて得た額		
	上記以外の場合	当該物産品の販売額に100分の10を乗じて得た額				
道の駅うすい	備考		1 この表において「物産品の販売額」とは、物産館を利用し、販売した物産品の1月間の売上金の額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)をいう。 2 使用料は、毎月1日に前月1日から同月末日までの物産品の販売額により算出し、翌月10日までに納入するものとする。 3 使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	1 この表において「展示物産品の販売額」とは、物産館を利用し、販売した展示物産品の1月間の売上金の額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)をいう。 2 使用料は、毎月1日に前月1日から同月末日までの物産品の販売額により算出し、翌月10日までに納入するものとする。 3 市長が必要と認めるときは、この表に規定する額を超えない範囲で別に定めることができる。		

【問合せ先】

農政課…0948-57-3106